



会場のようす



玉川福和会長



古田肇岐阜県知事



金子一義衆議院議員

この後は優良役員、優良従業員表彰に続き来賓祝辞があり、古田県知事は「岐阜県では『清流の国さふ』づくりを進めており、昨年

と式辞を読み上げた。

大会式典は大会旗入場物故者に対する黙祷、岐阜県環境整備事業協同組合の牧野好晃理事長の挨拶で始まった。

次いで玉川会長は「本日の分科会では合特法、ごみ、浄化槽を3つの会場で議論する。合特法は平成26年4月の最高裁・上告棄却で行政の主張が是認された結果を検証。ごみはCO2を番屋のカツ横流しをテーマにする。産廃業者の単純な事件ではなく、料金問題が潜んでいる。浄化槽はタレットを活用した浄化槽維持管理3業種の連携でどのようにならぬか検証する。やがて消滅するとされている業種であっても、火が消える直前まで『新たな信頼』が得られるよう、人として全力で与えられた仕事に取り組み必要がある」と式辞を読み上げた。

また金子衆議院議員は「浄化槽と下水道、それぞれ長所・短所があるが、玉川会長とも議論させていたが、各地域の生活排水処理構想見直しの切っ掛けになった。また今まで分かれていた自民党の浄化槽、下水道委員会は今度、下水道・浄化槽対策特別委員

会（委員長＝渡辺博道衆議院議員）というものに一本化した。党としても精いっぱい努力してまいる。もう一つの大きなテーマは法定検査や保守点検、清掃等の維持管理だが、タレットを用いた先駆的な取り組みを、大いに広めていただ

「ごみ」会場は環境省、岐阜県、さらに千葉県元産廃Gメンの石渡正佳氏を講師に一般廃棄物処理を取り巻く課題、さらに今年1月に起きた食品廃棄物転売事件を受けた「ダイコー事件」の構築に尽力したい。東日本大震災では浄化槽の災害への強さが証明さ

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

全国環境整備事業協同組合連合会
会長 玉川 福和

年頭所感

新たな信頼

2017年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、世界最強国のアメリカ大統領に大方の予想と期待に反し、ドナルド・トランプ氏が選出された。選挙中トランプ氏は、国防・経済について大きく舵を切ると意思表示した。アメリカファーストはわかりやすい表現で、テロ戦争に対する対応についても、悪循環を断ち切る新しい切り口に期待したい。

今後のトランプ政治は、世界中が注目することになる。

日本国内にも多くの問題があると言えはあ。その一つが、人口減少がもたらす年金財政・下水道インフラを考えると、年金の賦課方式と下水道の維持管理財政は全く似た構図である。

「将来、年金はもらえるの？」年金制度の不安は未だ払拭されず、国家への不信にもつながっている。

団塊の世代に言わせれば、「自分たちがもらう年金は、自分たちが掛けてきたお金をもらうだけで、今の若い人たちが掛けた金額からもう必要はない。」

そもそも、積み立て方式が基本で始まった年金制度を、いつの間にか賦課方式などといったインキキ方式に切り替えた役人なのか政治家なのか知らないが、一日も早く賦課方式などやめて、積み立て方式に切り替えるべきである。

その際、現在の受給中の人も、新しい方式による年金受給額で再出発する必要はある。現在の年金には信頼はなく、そんな年金を基礎にした将来設計に安心はないため、内需消費は小さくなる一方である。

下水道も人口減少により、回収すべき管理費用が激減し、下水処理施設は運転不能に陥るところが発生する。

年金も下水道も人口減少には極めて弱く、今から備える必要がある。

下水処理場が運転停止になった時には、浄化槽に転換が速やかに行えるようにするため、浄化槽の関係業界は今までもおり進むのではなく、今まで無関心であった処理水質に責任を持った3業種が連携した維持管理体制に切り替える必要がある。

「新たな信頼」が得られるよう必死に前進する年であらう。

12月には『清流長良川の鮎』が世界農業遺産に認定されたところ。皆さまが浄化槽やごみ処理の将来、災害時における危機管理体制の構築といった観点からご議論いただくことは誠に意義深いこと」と祝辞を述べた。

また金子衆議院議員は「浄化槽と下水道、それぞれ長所・短所があるが、玉川会長とも議論させていたが、各地域の生活排水処理構想見直しの切っ掛けになった。また今まで分かれていた自民党の浄化槽、下水道委員会は今度、下水道・浄化槽対策特別委員

会（委員長＝渡辺博道衆議院議員）というものに一本化した。党としても精いっぱい努力してまいる。もう一つの大きなテーマは法定検査や保守点検、清掃等の維持管理だが、タレットを用いた先駆的な取り組みを、大いに広めていただ

「ごみ」会場は環境省、岐阜県、さらに千葉県元産廃Gメンの石渡正佳氏を講師に一般廃棄物処理を取り巻く課題、さらに今年1月に起きた食品廃棄物転売事件を受けた「ダイコー事件」の構築に尽力したい。東日本大震災では浄化槽の災害への強さが証明さ

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

「ごみ」会場は環境省、岐阜県、さらに千葉県元産廃Gメンの石渡正佳氏を講師に一般廃棄物処理を取り巻く課題、さらに今年1月に起きた食品廃棄物転売事件を受けた「ダイコー事件」の構築に尽力したい。東日本大震災では浄化槽の災害への強さが証明さ

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。



題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業協同組合連合会
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1
竹一ビル4階
TEL (03) 3272-9939
FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙
【12月・新年合併号】
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次	
1面	岐阜で第42回全国大会挙行
2面	政府に対する要望決議
3～10面	合特法、浄化槽 ごみの3分科会開く

全国環整連

新たな信頼の確保に向けて

岐阜県で第42回全国大会を挙行

講演・パネルディスカッションを通じて一般廃棄物業界が抱える課題について検証した。

2日目の方針・本会議では、適正料金及び適正業務の推進、不法・不当な新規許可の阻止、処理水質に責任を持ち連携した作業を実施する――などを盛り込んだ大会スローガンを採択し、社会から新たな信頼を得るために全国の組合員が一丸となって適正業務に取り組むことを誓った。

大会式典は大会旗入場物故者に対する黙祷、岐阜県環境整備事業協同組合の牧野好晃理事長の挨拶で始まった。

次いで玉川会長は「本日の分科会では合特法、ごみ、浄化槽を3つの会場で議論する。合特法は平成26年4月の最高裁・上告棄却で行政の主張が是認された結果を検証。ごみはCO2を番屋のカツ横流しをテーマにする。産廃業者の単純な事件ではなく、料金問題が潜んでいる。浄化槽はタレットを活用した浄化槽維持管理3業種の連携でどのようにならぬか検証する。やがて消滅するとされている業種であっても、火が消える直前まで『新たな信頼』が得られるよう、人として全力で与えられた仕事に取り組み必要がある」と式辞を読み上げた。

また金子衆議院議員は「浄化槽と下水道、それぞれ長所・短所があるが、玉川会長とも議論させていたが、各地域の生活排水処理構想見直しの切っ掛けになった。また今まで分かれていた自民党の浄化槽、下水道委員会は今度、下水道・浄化槽対策特別委員

会（委員長＝渡辺博道衆議院議員）というものに一本化した。党としても精いっぱい努力してまいる。もう一つの大きなテーマは法定検査や保守点検、清掃等の維持管理だが、タレットを用いた先駆的な取り組みを、大いに広めていただ

「ごみ」会場は環境省、岐阜県、さらに千葉県元産廃Gメンの石渡正佳氏を講師に一般廃棄物処理を取り巻く課題、さらに今年1月に起きた食品廃棄物転売事件を受けた「ダイコー事件」の構築に尽力したい。東日本大震災では浄化槽の災害への強さが証明さ

は午後6時から懇親会を開催した。来賓には岐阜県の岸敬也副知事、県議会の佐藤武彦副議長、民進党の馬淵澄夫衆議院議員、新党大地の鈴木宗男代表など多数の国

議員、行政幹部らが出席。このうち馬淵議員は「私は浄化槽整備を推進する生活排水適正処理推進議員連盟の会長をさせていただいている。ぜひ皆さまの力を借りながら、浄化槽の適正な整備・維持管理システムの構築に尽力したい。あと、午後8時まで出席者は相互に懇親を深めた。



馬淵澄夫衆議院議員



鈴木宗男新党大地代表

全国大会 2 日目

浄化槽維持管理一元化など要望決議

方針・本会議開き、各部会活動計画発表

翌日の方針・本会議は全国環境連の適正処理推進部会、浄化槽部会、下水道部会、循環資源推進部会、事業部会、青年部会の 6 部会から活動方針・計画が発表された。

活動計画には、適正処理推進部会は法令を順守した適正業務の推進、区域割り・新規許可問題等解決のための現地支援、合理化問題解決のための支援、勉強会の開催の 4 項目。

浄化槽部会は水再生システム取得の推進、高齢者独居世帯を含めた人頭制や使用水量制など変動可能な料金体系の作成、環境省との協議、災害時リスク分散できる避難所の浄化槽設置の提案の 4 項目。

下水道部会は下水道等維持管理業務の受託に向けた取り組み、性能発注方式の調査研究、最新の下水道等は皆でやりきる。過去にあった不正とは決別し、正しい仕事を行い、正しい要求をし、正しい評価を得る。それが新たな信頼に結びつく。この業界は必ず生き残るが、今のままではだめだ。私は全力で前を歩くから、どうですか皆さん。やりませんか」と問いかけた。

会場からは満場の拍手と喝采がわき起こり、玉川会長は「今の信頼関係では私たちは次の舞台には行けません。この『新たな信頼』を勝ち得ることを皆さんとお約束し、所信とします」と力強く表明した。

この後は 2 日間の大会成果として政府に対する要望決議、大会スローガン、大会宣言を決議。このうち要望決議には「避難所への浄化槽設置義務づけ」「浄化槽保守点検回数に係る説明責任指導強化」「浄化槽維持管理の一元管理システムの徹底」「合理化事業計画に基づく支援の指導」「廃棄物区分の明確化と一般廃棄物の処理計画に基づく適正処理」などを盛り込んだ。次いで次期開催地を徳島県とすることが発表され、登壇した徳島県組合の中川幸彦理事長は「私たちの組合は平成 17 年に発足し、来年で 12 年目を迎える。今まで徳島県で研修大会を 2 度ほど開催したが、玉川会長からは『大会は開催することではなく、開催後が大事』との言葉をいただいた。徳島の環境行政は遅れている方だが、その言葉を肝に銘じ取り組んでまいりたい」と協力を求めた。その後万歳三唱の後、全 2 日間の日程を終えた。

政府に対する要望決議

一、東日本大震災で、下水道は壊滅的な被害を受けトイレが使用不能となった。南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、国土強靱化対策の一環として 避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたい (環境省：浄化槽部会)

一、環境省は「保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に 1 回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」と示していることから、設置者に対する説明責任の指導強化を図られたい (環境省：浄化槽部会)

一、浄化槽の維持管理は、経時的な管理や連携した維持管理が必要であると「廃掃法の解説」や通知で示されていることから、電子化により経時的かつ 連携が図れる一元管理システムを徹底されたい (環境省：浄化槽部会)

一、浄化槽送風機は停止後 3 日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質保全の観点から、新設される浄化槽に対し、水質悪化がいち早く発見でき 未然に防止できる送風機停止警報器常設に変更されたい (国交省：浄化槽部会)

一、持続可能な污水处理システム構築に向け、今後の污水处理施設整備は 10 年程度で概成を目指すとされていることから、浄化槽で速やかに整備されたい (国交省、環境省、農水省：下水道部会)

一、最高裁判決・平成 26 年 4 月 3 日 (伊万里市) にあるように、市町村は下水道整備による既存業者への影響を考慮し、下水道の終末処理場によるし尿処理 への転換が完了する直前まで、合理化事業計画に基づく支援を強く指導されたい (環境省：適正処理推進部会)

一、同一区域内で複数の業者に区域を定めず許可を与えると、責任が不明確になり、一般廃棄物の適正処理に支障をきたすため、廃掃法第 7 条第 11 項の規定を「一般廃棄物の収集を行う区域を定めることとし、その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とされたい (環境省：適正処理推進部会)

一、平成 19 年 9 月 7 日付け環境省通知で、事業系一般廃棄物について「市町村は、当該市町村内におけるすべての一般廃棄物について総括的な責任を有するものとされている」としていることから、行政が排出から処分まで適正処理されたことを監視できる仕組みを制度化されたい (環境省：循環資源推進部会)

一、一般廃棄物・産業廃棄物の区分について、廃棄物処理法第二条で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と定義しているが、現状は市町村が処理できない一般廃棄物は産業廃棄物として処理されている。産業廃棄物処理業者が許可を持たない一般廃棄物を処理することは、廃掃法にも抵触することから、廃棄物の区分を明確にし、一般廃棄物は市町村の処理計画に基づき適切に処理が行われるようにされたい (環境省：循環資源推進部会)

一、平成 27 年 5 月の下水道法改正の一部に下水道汚泥を燃料や堆肥として再生利用するよう努力義務が課せられたが、農地還元を前提としている農業集落排水処理施設から発生する余剰汚泥も同様に義務化されたい (農水省、環境省：下水道部会・事業部会)

一、下水道クイックプロジェクトにおいて一般化された工場製作型極小規模処理施設を整備するにあたり、ビルトイン型の汚泥脱水機と密閉型完熟発酵機を常設し、地域の資源循環処理施設とされたい (国交省：事業部会)

た不正とは決別し、正しい仕事を行い、正しい要求をし、正しい評価を得る。それが新たな信頼に結びつく。この業界は必ず生き残るが、今のままではだめだ。私は全力で前を歩くから、どうですか皆さん。やりませんか」と問いかけた。

会場からは満場の拍手と喝采がわき起こり、玉川会長は「今の信頼関係では私たちは次の舞台には行けません。この『新たな信頼』を勝ち得ることを皆さんとお約束し、所信とします」と力強く表明した。

この後は 2 日間の大会成果として政府に対する要望決議、大会スローガン、大会宣言を決議。このうち要望決議には「避難所への浄化槽設置義務づけ」「浄化槽保守点検回数に係る説明責任指導強化」「浄化槽維持管理の一元管理システムの徹底」「合理化事業計画に基づく支援の指導」「廃棄物区分の明確化と一般廃棄物の処理計画に基づく適正処理」などを盛り込んだ。次いで次期開催地を徳島県とすることが発表され、登壇した徳島県組合の中川幸彦理事長は「私たちの組合は平成 17 年に発足し、来年で 12 年目を迎える。今まで徳島県で研修大会を 2 度ほど開催したが、玉川会長からは『大会は開催することではなく、開催後が大事』との言葉をいただいた。徳島の環境行政は遅れている方だが、その言葉を肝に銘じ取り組んでまいりたい」と協力を求めた。その後万歳三唱の後、全 2 日間の日程を終えた。



大会スローガン

- 一、許可区域を定め、処理責任を明確にした業務により、適正料金、適正業務を推進する
- 一、不法・不当な新規許可を絶対阻止する
- 一、全国環境連水再生システムにより、全国新清掃・保守点検記録票で技術上の基準に従い、処理水質に責任を持ち、連携した作業を実施する

大会宣言

中小零細企業の集まりである私たちは、長年にわたり廃棄物処理において行政の処理責任の一部を担ってきた。

浄化槽では、廃棄物の収集運搬を行うが、水処理業者として処理水質に責任を負うことなく推移した結果として、合併浄化槽は下水道に接続され消滅する運命にある。

ごみ処理業務においては、法の枠組みがあるとはいえ、収集運搬に留まり、廃棄物を資源として循環させる行為に前進する力が不十分であった。

今後の私たちの進む方向は、困難から目を背けることなく地域社会に「新たな信頼」を確立するため一致団結することをここに宣言する。

平成 28 年 11 月 1 日
全国環境整備事業協同組合連合会
第 42 回全国大会

分科会A会場「合特法」

第1部 基調講演

「廃棄物処理法と合特法」

林勘市法律事務所代表 林 勘市 様

基調講演では、林勘市弁護士より伊万里市事件（最高裁により確定した福岡高裁判決）の解説を含め、市町村における一般廃棄物処理責任と合特法、業者の役割について詳しくお話しいただきました。

廃棄物処理における市町村責任

元来有価物であった「し尿」は、明治33年施行された「汚物掃除法」より「廃棄物」と定義され、昭和29年制定の清掃法により、市町村による処理責任が明確となりました。その後昭和45年制定の廃棄物処理法となりました。市町村は、発生する廃棄物を処理することが義務付けられ、直営のみならず、委託や許可業者を含む総合的責任を負うことになりました。

合特法の背景と立法趣旨

国の社会基盤整備の一環として都市部を中心に本格的な下水道事業が開始され、業者は業務の減少を余儀なくされる危機に直面する中、議員立法により昭和50年に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）が制定されました。その目的は、下水道の整備により業務減少などの大きな影響を受け、し

上記請求を怠ることが違法であることの確認を求めた住民訴訟となっています。

「一審判決」と「二審判決」の違い

地方公共団体の契約方法は、地方自治法234条において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り」のいずれかとなっており、本件随意契約が、「政令で定める場合に該当」するかどうか問題となります。一審の佐賀地方法院は、地方自治法及び施行令が、地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えた趣旨であるとして、合特法の趣旨実現のため、一般廃棄物処理業者に対する支援方法として、随意契約を締結し代営業を独占的に提供することを選択した場合、他の支援方法を選択する場合に比し、その必要性は厳格に審査しなければならないとして、原告の要求を認め、被告に対し支払いを命じる判決となりました。二審の福岡高裁では、合特法の趣旨に重きを置いて、随意契約を選択したことは、行政の合理的な裁量の範囲内にあると判決いたしました。福岡高裁は、本件随意契約を、少額契約と非少額契約とに分けて判決

伊万里市事件（最高裁で確定した福岡高裁判決）の概要

伊万里市住民が、伊万里市が既存業者らとの間で浄化槽維持管理等の業務委託契約を随意契約の方式により締結したことは地方自治法に違反し、その結果、伊万里市が一般競争入札であれば形成されたであろう落札価格に基づく契約代金との差額に相当する額の損害を被ったと主張して、伊万里市長に対して、上記契約締結時市長であったTに対して2403万円余の損害賠償等を請求することの義務づけを求めるとともに、

伊万里市事件判決文にみる市町村責任

判決文では厚生省事務次官の通知文を引用し、「合特法は、このような一般廃棄物処理業の特殊性に鑑み、市町村は、業者の自助努力を基本としつつ、合理的な裁量判断の範囲内だと判断されました。」



合特法分科会場のようす（上）と林勘市弁護士（左）

しており、少額契約は、地方自治法及び伊万里市条例をもとに違法ではないと判示しています。一方、非少額契約については、一般廃棄物処理が市町村の固有事務であることを踏まえ、市町村責務を全うするための方法として、下水道等の供用開始による影響を受けた業者に対し合特法による支援を選択したことから、随意契約を選択したことが合理的な裁量判断の範囲内だと判断されました。

第2部 パネルディスカッション

「廃棄物処理法と合特法」

- 林勘市法律事務所代表 林 勘市 様
岐阜県大垣市議会議員 横山 幸司 様
全国環境連 適正処理部会長 谷山 紀行 様
全国環境連 現地支援委員長 田中 禎一 様
岐環協 適正処理部会長 梅村 政弘 様

まず始めに、パネリストそれぞれから自己紹介があり、改めて伊万里市事件について林弁護士より詳しく解説されました。

1. 「合特法」について

基本的な疑問として「なぜ合特法ができたのか」、「合特法による支援には、

条の金融上の措置を実施することによる公金の支出を避けるためには、公共施設浄化槽保守点検等の業務を代替業務として提供し、本件既存2業者を保護する方法を探ることも合理性がある。」としています。そして、「本件非少額契約の各目的に従った合理的な業務処理の形態、従来からの業務の継続性や技術水準の維持、本件既存2業者によるし尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後とも必要であること、本件既存2業者の経営状況等の諸事情を総合して考慮すると、伊万里市が本件非少額契約を本件既存業者らと随意契約の方式により締結したことは、合特法の前記趣旨をも合わせて考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にあると解される」とあります。

結論

経済性や自由競争の発想ではなく、行政は許可業者に対し区域を付して責任を明確にする必要性や合理化事業計画の策定、転換業務による支援する場合は随意的な裁量があること、業者は許可区域の完全遂行責任や業務の質を向上させ維持する責任があります。行政と業者双方がそれぞれの役割をしっかりと理解をし、一般廃棄物処理の安定的継続を実施されることが重要であるといえます。

2. 合特法のできる規定の解釈について解説（林）

合特法第3条第1項に「合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けることができる」とありますが、とかく「合理化事業計画を定めることができる」と解釈され、定めなくても定めなくてもよいようにとらえる自治体もありますが、これは誤った解釈だと考えます。この場合は、下水道計画が策定されれば当然業者に影響が発生するため、合理化事業計画を「定める」ことは当然であり、そのうえで、「承認を受けることができる」と考えられることが妥当であるといえます。

4. 区域割りの必要性について説明（田中）

同一区域に複数の業者を許可することで問題が生じている自治体が、全国にまだ多数存在していることから、廃棄物処理法第7条の許可に区域を付する意味と重要性について、業者側の視点ではなく市町村責任の観点から説明がなされました。

5. 会場質問

質問① 岐阜県町議

「私の町ではとても100%になりそうにないが、下水道が完了した時点で業者が仕事を辞めることになる、仮設トイレ等のことや災害の対応からもあるので困るところになる」

3. 「岐阜県での事例報告」

梅村部会長より岐阜県における合理化協定及び合理化事業計画について説明がありました。平成8年からの協定、合理化事業計画についてモデルをもとに解説がなされ、協定から20年目を迎える自治体において、これまで変化させた内容についても説明がなされました。

質問② 和歌山組合員

「転換業務の減少により質問2 和歌山組合員」

『厚生省事務次官通知では「し尿の処理及びし尿浄化槽清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行う必要がある」という問いに、林弁護士より解説がありました。

『厚生省事務次官通知では「し尿の処理及びし尿浄化槽清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行う必要がある」という問いに、林弁護士より解説がありました。

梅村部会長より岐阜県における合理化協定及び合理化事業計画について説明がありました。平成8年からの協定、合理化事業計画についてモデルをもとに解説がなされ、協定から20年目を迎える自治体において、これまで変化させた内容についても説明がなされました。

行政との合理化の見直し
がうまく進まない」
回答(谷山)

「区域割りの重要性、合
理化事業計画の見直しが
必要であるが、担当課自
体合理化の理解をしても
らう事が重要である。今
後合理化が進まないの
であれば改めて当部会と
して詳しい状況を聞き取
りさせて頂きたい」

質問③ 滋賀県組合員

「転換業務の施設維持管
理の委託料金では利益率
は通常10%程度と聞いて
いるがどう設定するべき
か」

回答(田中)

「施設維持管理に関す
る積算根拠において利益
を計上するが、転換業務
として利益を上乗せさせ
た契約交渉は考えていな
い」

回答(玉川会長)

「事業を行う上において
利益は必要である。公共
事業においてもそうだが、
社会通念上10〜15%が一
般的だと言える。」

まとめ

伊万里市事件の判決は、
地方自治体が特定の一般
廃棄物処理業者との契約
において、「合特法」の趣
旨を考慮して随意契約の
方式とすることは、行政
の合理的な裁量の範囲内
にあると判示しています。

これは、昭和50年施行「合
特法」の目的は、業者を
救済するという意味のも
のではなく、し尿の処理
及びし尿浄化槽清掃につ

分科会B会場「浄化槽」

浄化槽維持管理の新たな信頼に向け

水再生システムで3業種連携と水質改善

分科会B会場「浄化槽」では、常葉大学の小川浩
教授が「浄化槽と水処理技術」をテーマに浄化槽の
今後の課題について講演した。浄化槽は災害に非常
に強いことも明らかになっているがなかなか普及し
ない。健全な水循環の形成、生活環境の保全及び公
衆衛生の向上に向け、関係者は信頼される汚水処理
サービスを実現する必要があるとした。

パネルディスカッションでは、小川教授のほか岐
阜県廃棄物対策課の八代課長補佐、全国環整連の牧
野浄化槽部会長、宮原水再生システム委員長らがパ
ネリストとなり、新たな信頼の獲得に向けた浄化槽
維持管理の在り方について議論した。

講演で小川教授は、浄化
槽の維持管理面では、家庭
用の小型合併の基本的な保
守点検回数が年3回と法令
上でも環境省の見解でも示
されているものの、3業種
の連携が図られていない
ことを指摘。国土交通省の
性能評価でも年3回を基本
に開発されている現状を説
明した。

また、業務の根幹である
収集料金に関しても、未
だ低料金で業務が行われ
ている地域が全国的にも
多くあります。環境省の
6・19通知においても「委
託料が受託業務を遂行す
るに足りる額であること」
と明記されているように、
適正な業務を行うには、適
正料金の確保も必要とな
ります。この事も大きな
課題のひとつであり、料
金問題についても合理化
と同様、早急に取り組む
必要があると考えていま
す。

最後にありますが、当
部会の今後の活動として、
現地支援を柱に適正料金
の確保、適正業務の実施、
そして合理化事業の実施
を目指し今後も取り組ん
でまいります。



浄化槽分科会場のようす(上)
と小川浩教授(右)

求めない制度がある。
3業種が連携した適切な
作業内容と、新たな信頼の
獲得に向けた維持管理の実
施が必要であることが明ら
かになった。

全国環整連の
水再生システム

浄化槽維持管理の3業種
「保守点検」「清掃」「法定検
査」にはそれぞれの役割が
ある。

清掃は放流水質悪化の予
防、低下した浄化槽の機能
回復作業及び早期立ち上
りの調整、槽内の異常の確
認。保守点検は、浄化槽の
機能維持および水質の保持・
改善。法定検査は、清掃・
保守点検の適正実施の確認
及び良好な水質維持のため
適正な対処方法を清掃・保
守点検業者に具体的に指示
し機能維持・回復を図るこ
とである。

3業種が連携して良好な
水質を得るためには、タ
ブレットPCを活用した「浄
化槽電子カルテシステム」
の導入が有効だ。オンライ
ンで浄化槽の経過を観察し
て情報を共有し、設定・調
整を行い水質を維持するこ
とが可能になる。

3業種連携管理
による水質改善
事例報告

水質改善事例報告では
岐阜県内の浄化槽が適正に
維持管理され、放流水質が

下水道と同等であると確認
された施設を法定検査機関
が認証する「みず再生施設
認定制度」が紹介された。

透視度とBODの相關関
係から、下水道の放流水質
基準BOD15mg/l以下
は透視度25度以上となる。

同制度の認定基準は透視
度30度以上であり、BOD
13mg/l以下となる。つまり
下水道より厳しい基準とな
る。

かつて3業種が連携した
維持管理の効果は、連携前
に76・2%を占めていた透
視度30度以上の浄化槽が連
携後は91・4%へと向上。

さらには事例報告では、3
業種が実際に使用している
法定検査結果書、保守点検
記録票、清掃記録票に基づ
き、どのような症状で、ど
のような申し送りを行い設
定・調整したか、その上で
どのように水質が改善され
たか報告された。

3業種の記録票は、一段
目が基本情報、二段目が水
質や汚泥堆積状況の経時的
データ、三段目が作業、四
段目が設定・調整の申し送
り事項と設置者に対しての
判定結果が記されている。
主要な作業の流れは、二
段目の経時的データと申
し送りから浄化槽の変化
を確認し測定する。そして

測定を行った後、水質・汚
泥の堆積状態からどのよ
うな設定調整が必要か判
断し設定調整を行い、結果
を申し送る。浄化槽の状態
を設置者へタブレットで
詳細に説明し、電子サイン
を受領後、記録票を印刷し
手渡す。

保守点検、清掃共に現場
で入力したデータは自分の
会社パソコンに送信され
る。

パネ
ル
ディスカッション

パネルディスカッション
では、パネリストに常葉大
学・小川教授、岐阜県廃棄
物対策課の八代課長補佐
が全国環整連から牧野浄化槽
部会長、宮原水再生システ
ム委員長、岐阜県の赤羽根
窪田、斉藤の三氏がパネリ
ストとなり、今後の浄化槽
の在り方に関する懇談会か
ら3業種連携による適正な
浄化槽維持管理の在り方
について議論した。

【司会・高山】「今後の浄化
槽の在り方に関する懇談会
設置の経緯、議論の内容に
ついて小川先生から説明く
ださい。

【小川教授】国会質疑の中で、
石原環境大臣(当時)が議
論の場を設けるとして学識
者や業界が参加して設置さ
れた。

【司会・高山】独居世帯や2
人世帯で年12回や法定回数
以上の点検が必要なのか、
また送風機停止警報器につ
いての考え方は。

は年3回と認識している。
維持管理は清掃、法定検査
すべてを含めた全体で考える
必要がある。

水質の担保をするために
は、警報が鳴ったらすぐに
対処する体制が必要ではな
いか。

【司会・高山】岐阜県では送
風機停止警報器の常設が定
められているが、経緯と具
体的な内容は。

【八代】浄化槽の保守点検の
回数を議論するときに、点
検と点検の間をどのように
運転を担保するかという視
点が大切。浄化槽の心臓部
ともいうプロワの運転と消
毒剤の管理が非常に重要に
なってくる。プロワの故障
を知らせ業者対応ができる
送風機停止警報器の設置が
非常に重要と考える。岐阜
県の事例を紹介することで
全国の参考になればと思う。

岐阜県では、適切な維持
管理が行われ、きれいな水
が出ている浄化槽を優良浄
化槽として認定する動きが
平成19年4月頃から始まり、
法定検査機関による「みず
再生施設認定制度」の運用
が開始された。その中で警
報器の設置が認定要件の一
つとなり、業界の負担で警
報器を設置する取り組みが
始まった。

翌年10月からは、浄化槽
設置者が安心して浄化槽を
使い続けるための制度「浄
化槽生涯機能保証制度」が
開始され、浄化槽の漏水、
プロワの故障などを遡及調
査して業界負担で保証する
ことが制度化され、既存浄
化槽への警報器の設置が加
速された。

平成22年6月に全国豊か

な海づくり大会が開催され
「清流の国ぎふ」というキ
ワードを全国に発信した。
それに相応しい環境政策が
必要だという雰囲気醸成
されていた。

平成19年にはプロワ警報
器はまだ一種類しかなく、
電源の遮断を感じする警報
器で、すべてのプロワに適
用できる警報器ではなかつ
た。平成22年6月に業界に
も広がりを見せ、業界の警
報器普及の取り組みが水質
保全に大きく寄与している
と考え岐阜県の「浄化槽の
設置等に関する指導要綱」
を改正し、全国で初めて、
10月1日浄化槽の日を契機
に新設浄化槽の警報器の標
準化を図ることとなった。

施行にあたり、県内で設
置実績がある浄化槽メー
カーへの説明会、市町村へ
の説明、そして技術的な問
題点もメーカーと情報交換
を行い要綱の施行に理解を
求めた結果、現在では岐阜県
に出荷される浄化槽に警報
器が標準添付され、全ての
新設浄化槽に警報器が設置
されている。

警報器が鳴った場合に備
え、警報器のそばに保守点
検業者の連絡先タグが付い
ており、連絡を受けた保守
点検業者が速やかに対応す
る体制も整えられている。
「らくらく一括契約をされ
ている合併浄化槽のほとん
どに警報器が設置され、プ
ロワ停止による水質悪化を
未然に防止している。地域
の清流を保全する非常に重
要な機器のため、全国に広
げていければと思う。

将来的には、全国に流通
する全ての浄化槽に標準搭

こだわりの製品を 追いつける会社



フレス式塵芥車
フレスマスター



電動回転式塵芥車
E-SEV



EP-2
(パキュームカー)



強力吸引車
パワフルマスター



浄化槽水リサイクル車
ウォーターマスター

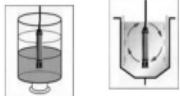
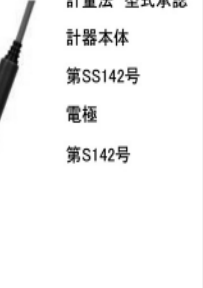


高圧洗浄車
ハイプレクリーナー

株式会社 **モリタエコノス**
■全国販売網及びサービス網

本社工場 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号 Tel.072(995)0605

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代) 埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代) 千葉支店 Tel.(043)243-2737(代) 東京支店 Tel.(03)5569-1740(代) 西東京営業所 Tel.(042)568-2971(代) 新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)	神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代) 静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代) 名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代) 関西支店 Tel.(072)947-2121(代) 京都営業所 Tel.(075)631-3391(代) 広島支店 Tel.(082)893-2231(代)	四国支店 Tel.(087)841-3330(代) 福岡支店 Tel.(092)591-1201(代) 鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)	代理店 北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代) 北海道特殊自販機 Tel.(011)784-4222(代) (株)沖縄モリタ特殊サービス Tel.(0988)77-6677(代)
---	--	---	--

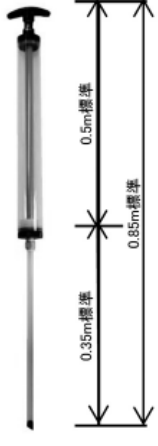
MLSS / 界面計 SS-10Z	MLSS計 SS-10F	溶存酸素計 DO計 DO-10Z	pH / ORP計 KP-10Z	pH計 KP-10F	塩素イオン計 CL-10Z																				
¥250,000	¥220,000	¥125,000	¥95,000	¥90,000	¥170,000																				
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	NEW DOセンサー OXNIT : OX-V2 	pH / ORP / 水温計 	pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 	測定レンジ自動切替機能付 																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th> <th>SS-10Z</th> <th>SS-10F</th> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水深</td> <td>0.00~5.00m</td> <td>無し</td> </tr> </table>		SS-10Z	SS-10F	測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)		水深	0.00~5.00m	無し		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>測定範囲</th> <td>DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0℃</td> </tr> </table>	測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0℃	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>型式</th> <td>KP-10Z</td> <td>KP-10F</td> </tr> <tr> <th>測定範囲</th> <td>0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)</td> <td>無し 0.0~50.0℃</td> </tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)	無し 0.0~50.0℃	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>測定方式</th> <td>固体膜塩素イオン電極法</td> </tr> <tr> <th>測定範囲</th> <td>0.1 ~ 2000mg/L</td> </tr> </table>	測定方式	固体膜塩素イオン電極法	測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L
	SS-10Z	SS-10F																							
測定範囲	MLSS : 0~20000mg/L (表示は30000mg/Lまで)																								
水深	0.00~5.00m	無し																							
測定範囲	DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0℃																								
型式	KP-10Z	KP-10F																							
測定範囲	0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP)	無し 0.0~50.0℃																							
測定方式	固体膜塩素イオン電極法																								
測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L																								

各種DPD
残留塩素
測定試薬取扱

DPD-GL-10: 1滴で測定100回分で5mL
 DPD-F-1 (粉末遊離残留塩素測定試薬)
 DPD-TL-1 (粉末全残留塩素測定試薬)

KRK 笠原理化学工業株式会社

本社: 埼玉県久喜市吉羽1-10-10
 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749
 URL <http://www.krkjpn.co.jp>

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー	比色試験器	ピストン式採水器												
プローブ型透視度センサー : TP-10Z  従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。	一体型透視度センサー : TP-30  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <th></th> <th>プローブ型</th> <th>一体型</th> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>TP-10Z</td> <td>TP-30</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td>採水/投込</td> <td>採水</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>2~200cm 0~2Abs</td> <td>2~200cm</td> </tr> </table>		プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm	アクアテスター、DPD試薬 1Z / 2Z シリーズ (9段階測定)  7Z シリーズ (10段階測定)  DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、 液体試薬をラインナップ     DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬
	プローブ型	一体型												
型式	TP-10Z	TP-30												
測定方法	採水/投込	採水												
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm												
ミズテッポ1号/2号  1回で 500mL 採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の 採水OK! テーパー付採水ノズル														

濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計
 レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
 COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化学工業株式会社

本社: 埼玉県久喜市吉羽1-10-10
 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749
 URL <http://www.krkjpn.co.jp>

浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要
◎役所 販売店募集 しています。是非お電話下さい。
◎民間
◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一の義務です。 ◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。 ◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。

- 〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
- 〈2〉従来品の 2～3 倍長持ちします。(当社比)
- 〈3〉即納体制で翌日配達します。
- 〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名 ゴールド SS-900 塩素剤

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99%

- | | |
|--|---|
| ① ゴールド SS900ST 50g錠 単独用 15kg
(50g×6錠×50本) | ④ ゴールド SS900 15g錠 単独用 15kg
(15g×20錠×50本) |
| ② ゴールド SS900 30g錠 合併用 15kg
(30g・5kg×3袋) | ⑤ ゴールド SS900M 100g錠 小型合併用 15kg
(100g×5錠×30本) |
| ③ ゴールド SS900 30g錠 単独用 15kg
(30g×10錠×50本) | ⑥ ゴールド SS900J 150g錠 合併用 15kg
(150g×5錠×20本) |
| | ⑦ ゴールド SS900 15g錠 合併用 15kg
(15g・1.5kg×10袋) |

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、プロフ、水中ポンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツプロフ、水中プロフ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9 TEL (0533) 57-2026/FAX (0533) 57-1585

日本環境整備事業 西日本
TEL (06) 6314-3712/FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業 東日本
TEL (03) 3370-6644/FAX (03) 3370-4646

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

エアポンプブロー	ガス検知器・送排風機	電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ	配水管清掃機器・薬剤	浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ	各種産業用ベルト・ホース	マンホール・その他
水質検査器・理化学機器	浄化槽用消毒薬・維持管理剤	

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827



●リニアフリーピストン方式ブロウ●

長 寿 命

突然停止しない

楽々メンテナンス

シリーズ
30L~200L

2口タイマー付ブロウ
LAG-80B

警報器付ブロウ
LAA-80

切替バルブユニット
MVU-200

右ばき用と
左ばき用が選べます



故障前の
異常発見で
さらなる
長寿命へ

☆次世代ブロウ☆

修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に! www.nitto-kohki.co.jp

日東工器株式会社

メド一事業部

東部販売課 〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258
西部販売課 〒537-0001 大阪市東成区深江北 2-10-10 Tel:06-6976-3271 Fax:06-6976-3841

謹 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
この度、LAM-150・200の回収作業でご尽力賜りありがとうございました。
引き続きメドブロウをご愛顧賜りますようお願い致します。

謹 白

資料－1

全国新保守点検記録票（20人槽以下）

3年間保存

サイン

清流

保守点検実施日	平成27年 8月 20日	作業時刻	9:46 ～ 10:28	天 候	曇	
一括契約番号	1234560	建築物用途	住宅	契約種別	一括契約・単契約	
使用者名又は施設名称	清流 太郎様	電話番号	123-456-7890	契約日	H24年10月01日	
設置場所	岐阜県岐阜市			契約開始月	H24年10月	
浄化槽管理者（設置者）	清流 太郎様	電話番号	123-456-7890	地図番号	10 A-1	
保守点検業者名	浄化槽管理(株)	電話番号	123-123-4567	担当者名	環境一郎	
清掃業者名	環境清掃(株)	電話番号	123-234-5678	管理士番号	12345	
設置浄化槽情報	メーカー名	フジクリーン工業(株)	型式	CE	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型
プロワ型式等	容量	2.063 m ³	人槽	5人	水道の種類	水道・井水等
	プロワ型式	MAC60R			付帯設備	流入・放流・油脂分離槽・
					プロワ部品交換日	

測定項目 (適正基準)		処理水質			2次処理装置			1次処理装置2室			1次処理装置1室		実使用 人 員	水道メーター 読み値	日平均 汚水量	プロワ 風量	
		透視度 (20cm以上)	pH (5.8～8.6)	残留塩素	槽内水温	D0	堆積汚泥	流出水 透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥					
経時的 データ	清掃	H26年10月14日	18	7.4	-	20℃	-	5	13	0	27	25	40	4人	1556.3	1.04	-/-
	保守	H26年12月17日	37	7.4	0.1	18℃	5.9	2	22	0	9	2	18	4人	1623.3	1.04	65/-
	保守	H27年04月21日	31	7.3	0.3	21℃	4.7	5	17	0	12	10	30	4人	1752.6	1.03	62/-
	法定	H27年06月19日	18	7.2	0.2	25℃	3.8	10	14	0	17	14	36	4人	1814.1	1.04	-/-
		今回保守点検時	16	7.1	0.2	29℃	3.0	13	12	1	21	22	38	4人	1878.8	1.04	62/-

清掃からの申し送り事項				法定検査との申し送り事項				その他水質項目			
10/14 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。 10/14 逆洗作業(2次処理)を行いました。 10/14 循環水量、変更しませんでした。 10/14 放流バルブ、変更しませんでした。				検査判定結果 H27/06/19 不適正・不適正 判定基準 透視度15度未満（不可） 6/19(法→保)透視度20度未満で措置が必要です。 6/19(法→保)逆洗の実施 6/19(法→保)2次処理汚泥の移送 8/20(保→法)逆洗後、汚泥移送を指示通り実施しました。 8/20(保→法)2次処理、強制攪拌を実施しました。				NO ₂ -N NO _x -N NH ₄ -N PO ₄ -P 06/19 ⊕・－ 1.0 mg/L 3.0 mg/L - mg/L 08/20 ⊕・－ 1.0 mg/L 6.0 mg/L - mg/L 消毒薬の補充及び名称 ハイライトL-90 前回補充量 残留量 補充量 2 錠 8 錠 4 錠			

点検項目及び作業内容									
躯体・スラブ・マンホール	マンホール等の破損状況	A	各単位 装 (共通)		1次処理	2次処理	担体流動槽	担体の状況（摩耗等）	/
	スラブの変形・破損等	A					担体の流動状況	/	
	躯体の変形・破損・浮上・沈下・水平	A					担体の充填状況	/	
	荷重（槽上部）の状況	A					担体の状況（摩耗等）	/	
	漏水の状況	A					ろ過装置流入部の水位	/	
管 渠	雨水・土砂の混入の状況	A	1 次 処 理 (共通)				逆洗装置の作動状況	/	
	管渠の破損・接合状況	A					逆洗装置の設定	/	
	雨水・地下水・土砂の流入状況	A					担体の充填状況	/	
	流入管渠の勾配の状況	A					越流せきの水平・固定状況	/	
	放流管渠の勾配の状況	A					スカムの状況	2 cm B	
プロワ・制御機器・空気配管	放流先からの逆流状況	A	好気性生 物反 応槽 (共通)				汚泥の堆積状況	B	
	プロワの作動状況	A					スカム・汚泥の状況	A	
	プロワフィルターの状況・掃除等	A					消毒剤の接触状況	A	
	制御・安全機器の作動状況	/					自動制御機器の作動状況	/	
	プロワ停止警報器の作動状況	A					流入ポンプの作動状況	/	
各装置の状況	埋設空気配管の閉塞・破損の状況	A	接 触 ばっ気槽				放流ポンプの作動状況	/	
	循環装置の作動状況	A					配管及び配線（漏電等）の状況	/	
	移送装置の作動状況（逆洗時）	/					スカム及び汚泥の堆積状況	/	
	流量調整装置の作動状況	/							
	配管内スライム付着状況・洗浄等	A							

清掃への申し送り事項					保守点検の結果及び、報告事項				
項目	点検時の運転調整内容			次回清掃時の設定	変更の有無	1. 処理水質、設備に異常ありません。			
	前回設定値	調整前	調整後			2. 機能回復のための調整、処置を行いました。このままご使用ください。			
循環水量	1.0 L/分	1.0 L/分	1.0 L/分		無 ・ 有	停止 ・ 0.6 L/分	3. 改善点があります。		
移送水量	- L/分	L/分	L/分		無 ・ 有	停止 ・ L/分			
流量調整量	- L/分	L/分	L/分		無 ・ 有	停止 ・ L/分			
空気逃がし	停止 ・ 全閉から	回転			無 ・ 有	停止・全閉から 回転			
逆洗タイマー	回 / 日 分 / 回	(:) (:) (:)			無 ・ 有	回 / 日 分 / 回	(:) (:) (:)		
確認・依頼事項							2. 機能回復のための調整、処置を行いました。このままご使用ください。		
強制攪拌	1次処理（1室・2室）・2次処理								
漏水確認	1次処理（1室・2室）・2次処理・ポンプ槽								
その他確認	隔壁破損・配管類破損・ろ材設備・ポンプ故障								
その他清掃への申し送り事項 放流バルブ80%→85%に変更して下さい。									
A:正常です、調整(掃除)しました B:処置又は、部品交換を行い改善しました C:要観察、様子をみます D:修理等の改善が必要です									

資料－1

二段目の経時的データから日平均汚水量が1.0 m³を超えており、水の使用が多く、2次処理装置の堆積汚泥厚が経過とともに増加、処理水質透視度が16cmに低下している。保守点検は法定検査からの申し送り事項を確認し、機能回復のため8月20日に2次処理の逆洗と強制攪拌を実施後、汚泥移送を行う。

四段目の清掃への申し送り事項は、清掃後に汚泥が少ないため循環水量を1.0L/分から0.6L/分に少なくし、2次処理が過ばっ気にならないよう放流バルブを80%から85%に変更し、攪拌水流を弱める調整を申し送る。

載されることを真担当者として期待している。

【司会・高山】浄化槽は適正な維持管理を行わなければ良好な水は得られない。維持管理業者は設置者との契約までどのような手順か、またポイントを説明して下さい。

【富原】最初に業者がどのような契約か、法律上の回数や内容に関して記録票を示しながら説明する。

一括契約書モデルが資料にあるが、契約書のポイントには、作業月がいつかわからないのではいけないため、3業種の作業月を明確に記すようにする。その上で、設置者の煩わしさを解消するため、自動引落や自動更新で契約が継続されるようになっていく。また設置者の浄化槽管理データを3業種が利用するので、個人情報報の取り扱いについても契約書に記載して理解の上、契約していく。質問ですが、契約書の法的注意点を教えていただきたい。

【牧野】設置者に、どのような仕事をどのような頻度で、保守点検、法定検査が同じように伝えた。

【司会・高山】懇談会の提言書まとめでは「使用者への丁寧な説明が重要である。」とあるが、それ以前に消費者に説明することは当たり前であり、キチンとした説明をしてキチンとした仕事をする必要があることになる。

では適正な維持管理とはどうあるべきか、信頼性のある維持管理の考えをお願いします。

【小川】3業種の連携をはじめ、浄化槽全体を見れば製造、工事、浄化槽の汚泥処理の部分もある。下水道は施設内で汚泥処理までやるが、浄化槽の汚泥処理は尿処理場で処理されており、受け入れの問題も含めてトータル的に考えて連携を考えなければいけない。いきなりは難しいので、まずは3業種連携を確実にやっていくことだと思う。住民にキチンとした説明をして契約に従ってやっていくことが重要だ。

住民は費用削減を望むが、業界は一定の収益はあるわけで、適正な管理をすることによって適正な料金体系がおのずとできると思う。

【司会・高山】全国環境連の水再生システムの現状と今後の進め方についてお願いします。

【富原】まずは全国には法定検査機関との連携や、清掃のみでしかできていない実態があります。

しかし業者から「3業種が連携できていなければダメなのか」ということが言われますので、まずは清掃や保守点検だけでも会社内

資料－2

全国新清掃記録票（20人槽以下）

3年間保存

サイン

清流

清 掃 実 施 日		平成27年 10月 13日		作業時刻		13:08 ～ 14:10		天 候		晴	
一 括 契 約 番 号		1234560		建築物用途		住宅		契約種別		一括契約・単契約	
使用者名又は施設名称		清流 太郎 様		自社番号		123-456-7890		契 約 日		H24年10月01日	
設 置 場 所		岐阜県岐阜市		電話番号		123-456-7890		契約開始月		H24年10月	
浄化槽管理者(設置者)		清流 太郎 様		電話番号		123-234-5678		地図番号		10 A-1	
清 掃 業 者 名		環境清掃(株)		電話番号		123-456-7890		担当者名		環境二郎	
保 守 点 検 業 者 名		浄化槽管理(株)		電話番号		123-123-4567					
設 置 浄 化 槽 情 報		メーカー名	フジクリーン工業(株)	型式	CE	処理方式	小型合併	性能評価型	窒素除去型		
		容量	2.063 ㎡	人槽	5 人	水道の種類	水道・井水等	付帯設備	流入・放流ポンプ・油脂分離槽		

測 定 項 目 (適 正 基 準)			処理水質		2次処理装置		1次処理装置2室			1次処理装置1室		実使用 人 員	水道メーター 読み値	日平均 汚水量
			透視度 (20度以上)	pH (5.8～8.6)	槽内水温	堆積汚泥	流出水 透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥			
経時的データ	清掃	H26年10月14日	18 度	7.4	20 ℃	5 cm	13 度	0 cm	27 cm	25 cm	40 cm	4 人	1556.3 ㎡	1.04 ㎡/日
	保守	H26年12月17日	37 度	7.4	18 ℃	2 cm	22 度	0 cm	9 cm	2 cm	18 cm	4 人	1623.3 ㎡	1.04 ㎡/日
	保守	H27年04月21日	31 度	7.3	21 ℃	5 cm	17 度	0 cm	12 cm	10 cm	30 cm	4 人	1752.6 ㎡	1.03 ㎡/日
	法定	H27年06月19日	18 度	7.2	25 ℃	10 cm	14 度	0 cm	17 cm	14 cm	36 cm	4 人	1814.1 ㎡	1.04 ㎡/日
	保守	H27年08月20日	16 度	7.1	29 ℃	13 cm	12 度	1 cm	21 cm	22 cm	38 cm	4 人	1878.8 ㎡	1.04 ㎡/日
今 回 清 掃 時			35 度	7.2	21 ℃	12 cm	20 度	1 cm	20 cm	28 cm	33 cm	4 人	1934.5 ㎡	1.03 ㎡/日

保 守 点 検 か ら の 申 し 送 り 事 項			法定検査との申し送り事項		
保守点検時設定内容 08/20 循環水量1.0L/分			清掃への依頼事項 08/20 循環水量0.6L/分に変更して下さい。 08/20 強制攪拌(2次処理)を実施して下さい。 08/20 放流バルブ80%→85%に変更して下さい。		
			検査判定結果 H27/06/19 不適正 判定基準 透視度15度未満 (不可) 06/19(法→保)透視度20度未満で措置が必要です。 06/19(法→保)逆洗の実施 06/19(法→保)2次処理汚泥の移送 08/20(保→法)逆洗後、汚泥移送を指示通り実施しました。 08/20(保→法)2次処理、強制攪拌を実施しました。		

清掃時の点検及び作業内容			清 掃 項 目	清掃汚泥量	使用車両
異常な臭気	有	下水臭・腐敗臭・()	1次処理装置第1室	0.75 ㎡	[汚泥濃縮車]
流入水異常	有	水量過多・油脂類過多・洗剤過多・異物混入	1次処理装置第2室	0.75 ㎡	1 台
管 渠 の 異 常	有 経過観察	【流入管】滞留・破損・勾配不良・升破損 【放流管】滞留・破損・勾配不良・升破損・逆流	2 次 処 理 装 置	0.30 ㎡	[バキューム車]
			流入・放流ポンプ槽	㎡	KL車 台 KL車 台 KL車 台
ブロー異常	有	停止・振動・騒音・発熱	[]	㎡	[給 水 車]
警報器異常	有	作動不良・騒音・発熱・警報発報	洗 淨 水	0.20 ㎡	KL車 台
本体の漏水	有	1次処理(1室・2室)・2次処理・消毒槽・ポンプ槽	引 抜 量 合 計	2.00 ㎡	汚泥処分先
設 備 異 常	有 経過観察	変形・破損・異常水位跡・隔壁破損 担体流出・ろ材(脱落・浮上)・配管類破損 マンホール等・ポンプ故障	汚 泥 搬 出 量	0.80 ㎡	環境衛生施設
			清掃時汚泥調整内容		張り水(種類)
逆 洗 作 業	有	1次処理・2次処理	移 送 水 量	0.00 ㎡	再 水 水 水
強制攪拌作業	有	1次処理1室・1次処理2室・2次処理	汚泥濃縮車再生水量	1.20 ㎡	処理場水 そ の 他
設 備 洗 淨	有	マンホール蓋及び枠・配管及び設置類・槽内壁等・流入升・放流升	【再生水の水質】	透視度 50 度 pH 7.7	100%確認 [○]

保 守 点 検 へ の 申 し 送 り 事 項				清掃結果の判定及び、報告事項					
項目	前回保守点検時の設定		今回清掃時の設定		1. 清掃作業を実施し、機能を回復しました。 ② 清掃後、処置・調整をしました。 このままご使用ください。 3. 改善点があります。保守点検業者に連絡します。				
循環水量	1.0 L/分	変更の有無	無・有	停止・0.6 L/分					
移送水量	L/分		無・有	停止 L/分					
流量調整	L/分		無・有	停止 L/分					
空気逃がし	停止・全開から回転		無・有	停止・全開から回転					
逆洗タイマー	回 / 日 分 / 回 (:)(:)(:)		無・有	回 / 日 分 / 回 (:)(:)(:)					
その他保守点検への申し送り事項 放流バルブ80%→85%に変更しました。									

資料－2

二段目の経時的データから前回保守点検時の処理水質透視度 16 度から今回清掃時の 測定結果 35 度に改善している。改善した措置内容は、法定検査との申し送り事項から、逆洗と強制攪拌後の汚泥移送の実施であることが確認でき、2 次処理装置の堆積汚泥厚が前回保守点検の 13cm から今回清掃時に 12cm に少なくなっており、その効果が分かる。

四段目の保守点検への申し送り事項は、清掃直後から 1 次処理固液分離機能の早期立ち上げを考慮して循環水量を 1.0L/ 分から 0.6L/ 分に変更し、2 次処理の生物膜の付着を目的に放流バルブ 80%から 85%へ変更した内容を申し送る。また、放流バルブの調整により攪拌水流を弱くしていることで、2 次処理の接触ろ床槽に汚泥の付着が多いことが逆洗作業より確認でき、2 次処理の強制攪拌作業を実施している。

【司会・高山】 懇談会の提言書まとめでは「使用者への丁寧な説明が重要である。」とあるが、それ以前に消費者に説明することは当たり前であり、キチンとした説明をしてキチンとした仕事をする必要があることになる。

では適正な維持管理とはどうあるべきか、信頼性のある維持管理の考えをお願いします。

【小川】 3 業種の連携をはじめ、浄化槽全体を見れば製造、工事、浄化槽の汚泥処理の部分もある。下水道は施設内で汚泥処理までやるが、浄化槽の汚泥処理はし尿処理場で処理されており、受け入れの問題も含めてトータル的に考えて連携を考えなければいけない。いきなりは難しいので、まずは 3 業種連携を確実にやっていくことだと思う。住民にキチンとした説明をして契約に従ってやっていくことが重要だ。

住民は費用削減を望むが、業界は一定の収益はあるわけで、適正な管理をすることによって適正な料金体系がおのずとできってくると思う。

【司会・高山】 全国環整連の水再生システムの現状と今後の進め方についてお願いします。

【宮原】 まち全国には法定検査機関との連携や、清掃のみでしかできていない実態があります。

しかし業者から「3 業種が連携できていなければダメなのか」ということが言われますので、まずは清掃や保守点検だけでも会社内

連携ができますので、それ
からでも始めるよう進めて
います。

まずは知るために、全国
1社でも依頼があれば、従
業員を対象に勉強会を開き
理解を得られるようにして
いる。気兼ねなく相談して
いただきたい。

【牧野】資料の全国新清掃記
録票、新保守点検記録票は、
現場で実際に行われたこと
を掲載した。紙の記録票で
3業種連携を行うとFAX
でしかやりとりできない。
また過去データが毎年溜
まっていく。紙だと1年間
分しか見られないが、過去
へさかのぼってみようとし
るとタブレットで無ければ
できないところまで進化し
てきた。

3業種が浄化槽データの
変化を見て設定調整や申し
送りを行う。一つの浄化槽
のデータを3業種が共有し
て現場にしながらタブレッ
トを利用して浄化槽の症状
に合わせて維持管理を行う
ことができることが水再生
システムの特徴。今後も現
場でもっと使いやすいよう
にしていこう。

【司会・高山】清掃業者とし
て実際にタブレットを利用
した感想や使い勝手につい
てお願いします。

【斎藤】資料でポイントと
使用の感想を述べます。P
48とP49ですが、まず一つ
のポイントに見やすさがあり
ます。タブレットには記
録票が画面に現れ、タブ
レットの記録票の画面にお
りに印刷される。入力も記
録票どおりのでわかりや
すい。

もう一つのポイントが、
タブレットで経時的データ
と申し送りの部分。紙ペー
スの記録票では1年分の
データしか見えないが、タ
ブレットであれば過去1
年以上遡りどのような変
化があったのか、どのよう
な申し送りで設定調整がさ
れてきたのが見ることがで
きる。また浄化槽の構造や
初期設定値が見えるように
なっている。現場で確
認ができる。さらに記入漏
れや記入ミスはチェック機
能があるので、確実な作業
がやれないと発行できな
いよになっている。

分科会C会場「ごみ」

第1部 基調講演

廃棄物行政の課題と 壹番屋・ダイコー事件の問題点

全国大会分科会において、循環資源推進部会では壹番屋・ダイコー事件をク
ローズアップし、事件の背景から見える問題点を中心にそれぞれの立場から考え
る研修会を行った。

講師に3名を招き、環境省からは「廃棄物処理に関する最近の課題について」、
岐阜県からは県内のごみ処理状況と課題、元産廃Gメンからは「ダイコー事件
が残した法の課題と事業者責任をそれぞれ講演。パネルディスカッションでは、
なぜ事件は起こったのか、適正処理を遂行するためにどうすべきかを議論した。

極めて重い市町村の処理責任

基調講演1は環境省廃
棄物・リサイクル対策部
の瀬川恵子廃棄物対策課
長が「廃棄物処理に関す
る最近の課題」について
講演した。

廃棄物の適正処理につい
ては、平成20年6月19日の
廃棄物対策課長通知、平成
26年10月8日の廃棄物・リ
サイクル対策部長通知で、
一般廃棄物の処理におい
て、市町村の処理責任は極
めて重いと廃掃法の中で位
置付けられており、他者に
委託して一般廃棄物の処理
を行う場合でも市町村は同
様の責任を負うとし、平成
26年1月28日の最高裁判決
では、廃棄物処理法におい
て一般廃棄物処理業は専ら
自由競争に委ねられるべき
性格の事業とは位置づけら
れていないものといえる、
と説明した(図1)。

また、中央環境審議会の
答申を受け、年内を目途に、
食品関連事業者において、
不適正な転売が行われない
ようにという規定を盛り込
んだ食品リサイクル法の判
断基準の改正を予定してい
ると報告した。

その他、今年4月に発生
した熊本地震における環境
省の対応と取り組みについ
て説明した。

廉価な処理料金と安易な委託

基調講演2は、岐阜県
環境生活部の大坪敬明課
長が「岐阜県におけるゴ
ミ処分状況と課題」につ
いて講演した。

処分状況について県内
のごみの排出量は平成18
年度以降減少傾向にある
が、最終処分量は横ばい
の状態である。資源化量と
リサイクル率については、
18年度以降減少傾向が続
いているが(図3)、近年
増えてきた回収ステー
ションへの紙類の持ち込
みによる集団回収量の減
少が原因とみている。実
際のリサイクル率を知る
には、市町村が把握して
いない「みえないフロー」
の把握が必要であると説
明した。

定義が曖昧な食品廃棄物

基調講演3の講師を務め
る千葉県土整備部用地課の
石渡正佳土地取引調査室長
は、食品不正流通事
件でのダイコーの倉庫2
か所に保管してあった廃
棄物(図4)のうち、製

造事業者が排出したもの
は産業廃棄物、流通業者
が排出したものは一般廃
棄物となると説明。
次に、廃棄物の不適正
処理に関して、平成22年
以降毎年3000件を超
える通報があり、そのう
ちの9割が一般廃棄物の
野焼き、不法投棄に係る
ものと報告した。

排出事業者の責任につ
いては、処分を委託した
業者が許可取り消しなど
の理由で夜逃げをしても、
善への提言として「食品廃
棄物は一廃・産廃の定義が
合には排出事業者への措
置命令は免れないという
こと。
一廃・産廃の区分とリサ
イクル法については、廃
棄物処理法では産業廃棄物
以外が一般廃棄物とされて
いるが、現場では市町村が
受け入れるものが一般廃
棄物でありそれ以外の廃
棄物は産業廃棄物または
資源に帰するものとして
定義の逆転が起こって
いる」と話した。

図1

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

- 廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統
括的な処理責任を有する。
- ・廃棄物処理法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを
目的として、廃棄物の適正な処理について規定している法律である。
 - ・廃棄物は、不要であるために自由な処理に任せるとぞんざいに扱わ
れるおそれがあり、生活環境の保全上支障を生じる可能性を常に有して
いることから、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要であ
る。
- ⇒市町村の統括的な処理責任の下、生活環境保全上支障が生じないよう、
市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理されること
とし、市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせ
る場合でも、その行為の責任は市町村が有する。
- 市町村が委託により一般廃棄物を処理する場合の考え方につ
いても記載。

市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重い。 5

図2

食品廃棄物等に係る不適正転売事案の概要

食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物
処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案では、廃棄
物処理法(マニフェストの虚偽報告)、食品衛生法(無許可営業)違反等の疑いで
関係者ら3名が逮捕され、平成28年8月現在も捜査が行われている。

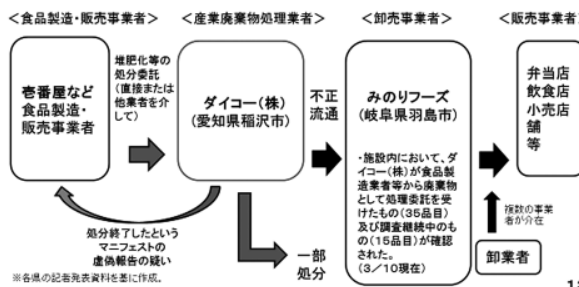


図5

3-7 国の対策で大丈夫か

食品安全行政に関する 関係府省連絡会議の主な対策	具体的に どうすればいいか？
電子マニフェストの機能強化(不正検知シ ステム)	一次・二次マニフェストの紐付けに よる不正検知(マニフェスト+)
産業廃棄物処理業者への監視の徹底(抜 打ち検査は証拠をつかんだ場合 だけ、通常検査では標準を見る)	排出事業者も人材育成が必要 (産廃マスター制度など)
処理業者の適正処理の強化と人材育成	
食品ロスの低減	期限切れ商品のリセール市場
転売することが困難となるよう適切な措置	排出前破壊はNG、処理業者で外 した容器を撮影、計量して報告

※石渡とエジソン(JEMS)の共同特許として開発中のシステム

図6

4-7 改善への提言

項目	問題点	対応
廃棄物処理法	一廃と産廃の区分が曖昧 (事業系一般廃棄物問題)	両方できる受け皿を増やす 一廃施設 → 産業廃棄物 一廃施設 → 産業廃棄物
食品リサイクル法	業者の規模が小さい (優良業者を選べない)	組合化(ゆるやかな提携による ネットワーク化を含む) 住民・自治体との連携強化
肥料取締法	食品リサイクル肥料に公定規 格がない	自主規格を作る(組合化) 独自の優良施設基準
飼料安全法	食品リサイクル飼料に成分規 格がない	自主規格を作る(組合化) 独自の優良施設基準

